

中山福株式会社

第77回 定時株主総会

招 集 通 知

開催日時

2023年6月27日（火曜日）午前10時

開催場所

大阪市中央区東心斎橋二丁目1番1号
タカラベルモント T・Bホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

議 案

第1号議案 取締役7名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 補欠監査役2名選任の件

目 次

第77回定時株主総会招集ご通知…	1頁
株主総会参考書類…	7頁
事業報告…	14頁
計算書類…	31頁
監査報告…	51頁

会社法改正により電子提供制度が施行されておりますが、本年の株主総会につきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、議決権を有するすべての株主様に、従来どおりの株主総会資料をお送りしております。

次回の株主総会からは、株主様にはウェブサイト上で株主総会資料を閲覧していただくこととし、招集ご通知は、原則としてウェブサイトへのアクセスに必要な情報のみをお届けする予定です（書面交付請求をされた株主様を除きます）。次回以後の株主総会についても書面による株主総会資料を希望される株主様で、書面交付請求のお手続きをお済ませでない株主様は、次回の議決権基準日（2024年3月31日）までにお早めに当社株主名簿管理人（みずほ信託銀行）またはお取引の証券会社等で書面交付請求のお手続きを行っていただきますようお願いいたします。

株主総会にご出席の株主様へのお土産は廃止いたしました。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

証券コード 7442
(発送日) 2023年6月12日
(電子提供措置の開始日) 2023年6月5日

株 主 各 位

大阪市中央区島之内一丁目22番9号

中山福株式会社

代表取締役社長 橋本謹也

第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第77回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、株主総会へのご来場をお控えいただき、インターネットまたは書面（郵送）により事前に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

なお、インターネットまたは書面（郵送）により議決権を行使される場合は、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、後記の「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、2023年6月26日（月曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月27日（火曜日）午前10時
 2. 場 所 大阪市中央区東心斎橋二丁目1番1号
タカラベルモント T・Bホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第77期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第77期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役2名選任の件 |

4. 電子提供措置に関する事項

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しております。（なお、本株主総会に関しましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。）

【当社ウェブサイト】

<https://www.nakayamafuku.co.jp/ir/meeting/>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7442/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト】（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「中山福」又は「コード」に当社証券コード「7442」（半角）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

5. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

6. 議決権行使方法のご案内

(議決権行使に際しましては、5ページの「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。)

(1) インターネットによる議決権を行使される場合

- ①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトまたはパソコン用議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。議決権行使に際しましては、6ページの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認ください。
- ②インターネットによる議決権行使は、2023年6月26日(月曜日)午後5時30分までに行ってください。

(2) 書面により議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ、2023年6月26日(月曜日)午後5時30分までに到着するようご返送ください。

(3) 当日ご出席される場合

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

以 上

-
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記「電子提供措置に関する事項」に記載のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

新型コロナウイルス感染症へのご対応について

新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、株主総会でのご対応を以下のとおりとさせていただきますたく存じます。何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

- ・インターネットまたは書面(郵送)での議決権行使を積極的にご活用いただきますようお願い申し上げます。**議決権行使期限は2023年6月26日(月曜日)午後5時30分入力完了(到着)分まで**です。
- ・当日ご来場される株主様は、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご考慮のうえ、感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。株主総会会場において、『密』を避けるためご用意できる座席数が本年も少なくなっており、運営体制も最少の人員で、マスク着用での対応とさせていただきます。
- ・ご出席の株主様へのお土産は廃止いたしました。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



インターネットで議決権を行使される場合

次頁のご案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月26日(月曜日)
午後5時30分入力完了分まで



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年6月26日(月曜日)
午後5時30分到着分まで



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2023年6月27日(火曜日)
午前10時

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

議案番号	議案名	賛否
1.		
2.		
3.		
4.		

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード

見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

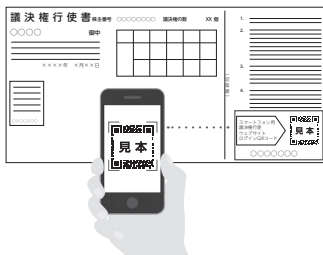
インターネット及び書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使[®]」

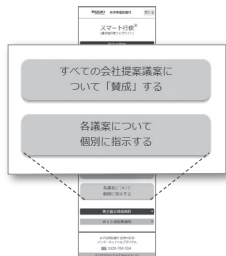
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使[®]」での議決権行使は**1回のみ**。

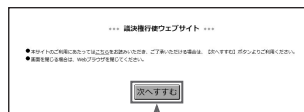
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 平日9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

取締役候補者一覧

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	候補者属性	取締役会出席状況
1	再任 いしかわ のぶ ひろ 石川 宣博	代表取締役会長		13回/13回
2	再任 はし もと きん や 橋本 謹也	代表取締役社長 兼営業本部長		13回/13回
3	再任 ひら まつ えつ お 平松 悦夫	取締役 仕入・物流本部長 兼 物流業務部長		13回/13回
4	再任 もと やま よし のり 本山 義徳	取締役 関東支店長		10回/13回
5	新任 きた しろ けん じ 北代 憲司	執行役員 大阪支店長 兼 広島支店長		—
6	再任 しば た なお こ 柴田 直子	社外取締役	社外取締役 独立役員	13回/13回
7	再任 お の ゆ み こ 小野 由美子	社外取締役	社外取締役 独立役員	12回/13回

(注) 本山義徳氏については、2022年6月28日の就任以降に開催された取締役会への出席回数を記載しております。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社株式の数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <small>いし かわ のぶ ひる</small> 石 川 宣 博 (1955年3月7日生)	1977年4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 2007年4月 同行常務執行役員 2010年4月 当社顧問 2010年6月 当社取締役副社長 2011年6月 当社代表取締役副社長 2012年6月 当社代表取締役社長兼営業本部長 2013年6月 当社代表取締役社長 2022年6月 当社代表取締役会長（現任）	60,709株
	取締役候補者とした理由	企業経営に関わる幅広い知見を有しており、当社の代表取締役としての実績を踏まえ、引き続き取締役候補者となりました。	
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <small>はし もと きん や</small> 橋 本 謹 也 (1964年10月2日生)	1988年4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 2014年4月 みずほ信託銀行株式会社大阪信託総合営業部副部長 2017年5月 当社へ出向 企画本部副本部長 2018年5月 当社入社 企画本部副本部長 2018年6月 当社執行役員企画本部副本部長兼グループ事業部長 2019年3月 当社執行役員企画本部長兼グループ事業部長 兼経営企画部長兼E C企画部長 2019年6月 当社取締役管理本部長兼グループ事業部長 兼経営企画部長 2021年6月 当社常務取締役管理本部長兼グループ事業部長 兼経営企画部長 2022年6月 当社代表取締役社長兼管理本部長 2023年4月 当社代表取締役社長兼営業本部長（現任）	7,152株
	取締役候補者とした理由	当社グループ全体の経営管理部門長の経験を有しており、当社の代表取締役としての実績を踏まえ、引き続き取締役候補者となりました。	

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社株式の数
3	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> ひら まつ えつ お 平 松 悦 夫 (1962年 8 月31日生)	1985年 3 月 当社入社 2014年 6 月 当社執行役員関東副支店長 2016年 1 月 当社執行役員企画本部物流企画部長 2016年 6 月 当社執行役員営業本部物流企画部長 2018年 6 月 当社執行役員物流本部長兼物流企画部長 2019年 6 月 当社取締役物流本部長兼物流業務部長 2020年 6 月 当社取締役仕入・物流本部長兼物流業務部長 2021年11月 当社取締役仕入・物流本部長兼物流業務部長 兼商品企画部長 2022年 6 月 当社取締役仕入・物流本部長 兼物流業務部長 (現任)	23,454株
	取締役候補者とした理由	長年に亘る支店業務、物流部門の経験を有し、当社の業績に貢献していることから、引き続き取締役候補者となりました。	
4	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> もと やま よし のり 本 山 義 徳 (1963年 10 月 4 日生)	1982年 3 月 当社入社 2016年 6 月 当社福岡副支店長 2019年 4 月 当社福岡支店長 2021年 6 月 当社執行役員福岡支店長 2022年 6 月 当社取締役関東支店長 (現任)	2,521株
	取締役候補者とした理由	長年に亘る営業部門の経験を有し、支店長として当社の業績に貢献していることから、引き続き取締役候補者となりました。	
5	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> きた しろう けん じ 北 代 憲 司 (1965年 6 月25日生)	1988年 4 月 当社入社 2015年 2 月 当社大阪支店副支店長 2017年 4 月 当社営業本部副本部長 2018年 6 月 当社執行役員営業本部副本部長兼営業企画部長 2022年 6 月 当社執行役員大阪支店長兼広島支店長 (現任)	6,291株
	取締役候補者とした理由	長年に亘る営業部門の経験を有し、営業企画部長、支店長として当社の業績に貢献していることから、新たに取締役候補者となりました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
6	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> しば た なお こ 柴 田 直 子 (1970年11月6日生)	1995年10月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 入所 1998年4月 公認会計士登録 2010年10月 優成監査法人(現太陽有限責任監査法人) 入所 2014年2月 優成監査法人社員 2015年6月 当社社外取締役(現任) 2016年3月 優成監査法人代表社員 2018年7月 太陽有限責任監査法人パートナー(現任)	1,709株
	社外取締役候補者とした理由 及び期待される役割の概要	会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として財務会計に豊富な知見を有しており、当該知見を活かして特に財務及び会計について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者としてしました。	
7	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> お の ゆ み こ 小 野 由 美 子 (現姓：会田) (1972年4月19日生)	2005年2月 独立行政法人国民生活センター 相談調査部調査室調査研究員 2009年9月 消費者庁消費者安全課政策調査員 2013年4月 東京家政学院大学現代生活学部准教授 2019年12月 一般社団法人消費生活総合サポートセンター 会長(現任) 2020年6月 当社社外取締役(現任) 2023年4月 東京家政学院大学現代生活学部教授(現任)	4,123株
	社外取締役候補者とした理由 及び期待される役割の概要	会社経営に関与された経験はありませんが、学識経験者として幅広い知見を有しており、当該知見を活かして現代生活学、特に消費生活について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者としてしました。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 柴田直子氏及び小野由美子氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 柴田直子氏及び小野由美子氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれ社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって柴田直子氏が8年、小野由美子氏が3年となります。
 4. 当社は、柴田直子氏及び小野由美子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。
 5. 当社は、柴田直子氏及び小野由美子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 6. 小野由美子氏の戸籍上の氏名は、会田由美子氏であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役横山泰三氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> <small>よこ やま たい ぞう</small> 横 山 泰 三 (1956年9月2日生)	2012年7月 右京税務署長 2015年7月 大阪国税局徴収次長 2016年7月 大阪国税局徴収部長 2017年8月 公益社団法人東納税協会副会長 兼専務理事(現任) 2017年9月 横山泰三税理士事務所開業 代表(現任) 2019年6月 当社社外監査役(現任)	4,731株
社外監査役候補者とした理由	税理士として企業会計に精通しており、当社の社外監査役として適格な資質、能力を有すると判断し、引き続き社外監査役候補者としてしました。	

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 横山泰三氏は、社外監査役候補者であります。
3. 横山泰三氏は現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 当社は、横山泰三氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
- 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。
5. 当社は、横山泰三氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。補欠監査役候補者のうち、上住雅哉氏は常勤監査役是枝定信氏の補欠の監査役として、また江角健一氏は社外監査役辻芳廣氏及び社外監査役横山泰三氏の補欠の監査役として選任いただくことをお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	上住雅哉 (1960年5月22日生)	1983年3月 当社入社 2009年6月 当社執行役員営業本部部長 2012年6月 当社執行役員商品本部商品開発部長 2014年6月 当社取締役商品本部商品開発部長 2016年6月 当社取締役開発本部長兼海外事業部長 2017年4月 当社取締役海外事業本部長 2019年6月 当社顧問海外事業本部長兼海外事業部長 2020年6月 当社顧問海外事業本部海外事業部長 2021年4月 当社顧問海外事業部長(現任)	29,500株
	補欠監査役候補者とした理由	当社の営業部門、開発部門など幅広い職務を経験しており、当社の監査役として適格な資質、能力を有すると判断し、補欠の監査役候補者となりました。	
2	江角健一 (1960年4月12日生)	1990年4月 大阪弁護士会弁護士登録 大阪法律センター法律事務所勤務 1997年4月 江角健一法律事務所設立 2012年4月 大阪法律センター法律事務所に合流 パートナー弁護士(現任)	一株
	補欠社外監査役候補者とした理由	弁護士として法務に精通し、当社の社外監査役として適格な資質、能力を有すると判断し、補欠の社外監査役候補者となりました。	

- (注) 1. 両候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 江角健一氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 上住雅哉氏及び江角健一氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

(ご参考) スキルマトリックス

当社は、取締役会・監査役会の実効性を高めるため、「スキルマトリックス」を活用し、知識・能力・経験等のバランス、多様性の確保を考慮し取締役及び監査役を選任しております。

なお、本招集ご通知記載の候補者を原案通りご選任いただいた場合の取締役会及び監査役会の構成は以下のとおりとなります。

スキルマトリックス（期待する知識・経験・能力）

	氏名	企業経営	当社事業に関する知見	営業・マーケティング	商品開発・品質管理	財務・税務・会計・金融	リスクマネジメント・法務・内部統制・コンプライアンス	人事・人材開発	サステナビリティ・ESG
社内 取締役	石川 宣博	●	●	●	●	●	●	●	●
	橋本 謹也	●	●	●	●	●	●	●	●
	平松 悦夫		●	●	●		●	●	●
	本山 義徳		●	●	●		●	●	●
	北代 憲司		●	●	●		●	●	●
社外 取締役	柴田 直子		●	●		●	●		●
	小野由美子		●	●	●		●		●
社内 監査役	是枝 定信		●	●	●		●	●	●
社外 監査役	辻 芳廣		●				●		●
	横山 泰三		●			●	●		●

以上

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の対策緩和により経済活動の正常化が進んだものの、不安定な国際情勢のもと、エネルギー価格及び資源価格の高騰、円安の進行による物価上昇等を受けて個人消費が低迷し、依然として経済の先行きは不透明な状況となっております。

当社グループの属する業界におきましては、主要な販売市場における販売競争の激化、資源価格の高騰や円安の進行を背景としたメーカー等からの仕入価格の上昇、消費者の節約志向の高まり等により、当社グループを取り巻く経営環境は厳しい状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、変容する消費者ニーズを把握し、全国に存在する仕入先及び得意先への情報提供に努め、また消費者へ商品をお届けするための懸け橋として、前連結会計年度に完成した東関東支店の新倉庫の年間を通じた稼働に加え、特に関東～東北エリアにおける物流ネットワークの見直しの効果及び全国の物流拠点における適切な人材配置によって、高止まりする物流費の高騰の影響を抑えることに努め、安定した物流体制を維持いたしました。営業面では、仕入価格の値上がりに対応すべく販売価格の見直しを進めてまいりました。しかしながら、当連結会計年度の売上高は、主な得意先であるホームセンターへの販売が減少したことを主因として、398億87百万円（前年同期比6.6%減）となりました。物価上昇による原価高騰に対応した販売価格への価格転嫁によって粗利率を前年同期水準に維持したものの、主に人件費や物流費が高止まりしたことにより、営業利益1億15百万円（前年同期比79.1%減）、経常利益4億82百万円（前年同期比48.4%減）となりました。なお、固定資産売却益の計上により、親会社株主に帰属する当期純利益は6億円（前年同期比5.7%増）となりました。

商品分類別売上高につきましては、以下のとおりであります。

商品分類	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		前年同期比
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	増減率 (%)
調理用品	15,608	36.5	13,572	34.0	△13.0
台所用品	3,943	9.2	3,752	9.4	△4.8
サニタリー用品	4,907	11.5	4,843	12.1	△1.3
収納用品・インテリア 関連用品	4,872	11.4	4,616	11.6	△5.3
行楽・レジャー用品	8,196	19.2	8,348	20.9	1.8
エクステリア用品・ 園芸用品	1,966	4.6	2,014	5.1	2.4

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

商品分類	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		前年同期比
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	増減率 (%)
家電用品・冷暖房用品	2,116	5.0	1,875	4.7	△11.4
ヘルスケア・シニア・ ベビー用品等	1,110	2.6	864	2.2	△22.2
合計	42,720	100.0	39,887	100.0	△6.6

「調理用品」は、フライパン、鍋、包丁等を中心に135億72百万円（前年同期比13.0%減）となりました。「台所用品」は、台所消耗品、保存容器等を中心に37億52百万円（前年同期比4.8%減）となりました。「サニタリー用品」は、リビング清掃用品、浴室用品等を中心に48億43百万円（前年同期比1.3%減）となりました。「収納用品・インテリア関連用品」は、キッチン収納用品、衣装ケース・プラチェスト等を中心に46億16百万円（前年同期比5.3%減）となりました。「行楽・レジャー用品」は、ボトル・タンブラー、レジャー用品、ランチボックス等を中心に83億48百万円（前年同期比1.8%増）となりました。「エクスティア用品・園芸用品」は、園芸用品、DIY用品・内装資材用品等を中心に20億14百万円（前年同期比2.4%増）となりました。「家電用品・冷暖房用品」は、調理家電を中心に18億75百万円（前年同期比11.4%減）となりました。「ヘルスケア・シニア・ベビー用品等」は、ヘルスケア用品、衛生用品等を中心に8億64百万円（前年同期比22.2%減）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。なお、当連結会計年度から、「その他」に含まれていた「インテリア関連商品事業」について量的な重要性が増したため、報告セグメントとして記載する方法に変更しております。同時に「インテリア関連商品事業」は、「インテリア用品製造・販売事業」に名称変更しており、以下の前年同期比較については、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数字で比較分析しております。

① 家庭用品卸売事業

当事業では、行楽・レジャー用品等の販売は前年同期を上回ったものの、調理用品、台所用品等の販売は前年同期を下回りました。

その結果、売上高は「北海道」15億5百万円（前年同期比5.2%減）、「東北・関東」168億10百万円（前年同期比9.3%減）、「中部」32億53百万円（前年同期比11.7%減）、「近畿・中四国」91億63百万円（前年同期比4.7%減）、「九州・沖縄」51億90百万円（前年同期比1.4%減）となり、家庭用品卸売事業の売上高は359億23百万円（前年同期比7.2%減）となりました。

セグメント利益は「北海道」34百万円（前年同期比26.4%減）、「東北・関東」7億21百万円（前年同期比27.0%減）、「中部」1億1百万円（前年同期比42.1%減）、「近畿・中四国」4億18百万円（前年同期比4.4%減）、「九州・沖縄」1億86百万円（前年同期比14.1%減）となり、家庭用品卸売事業のセグメント利益は14億61百万円（前年同期比21.6%減）となりました。

- ② プラスチック日用品製造事業
 当事業では、収納用品の販売は前年同期を下回ったものの、園芸用品の販売は前年同期を上回りました。
 その結果、売上高は24億48百万円（前年同期比0.5%増）、セグメント利益は2億67百万円（前年同期比8.0%増）となりました。
- ③ インテリア用品製造・販売事業
 当事業では、インテリア関連用品の販売は前年同期を上回りました。
 その結果、売上高は12億55百万円（前年同期比1.1%増）、セグメント利益は2億79百万円（前年同期比20.4%増）となりました。
- ④ その他
 輸出等を含むその他事業の売上高は5億69百万円（前年同期比3.9%減）、セグメント損失は43百万円（前年同期はセグメント損失54百万円）となりました。
- ② **設備投資の状況**
 当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は1億43百万円で、その主なものは次のとおりであります。
- イ. 当連結会計年度中において完成した主要設備
 プラスチック日用品製造事業 グリーンパル株式会社 製造設備の増設
- ロ. 当連結会計年度中において継続中の主要設備の新設、拡充
 該当事項はありません。
- ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失
 全社資産 当社旧東京支店 遊休資産の売却
 全社資産 当社旧福岡支店 賃貸資産の売却
- ③ **資金調達の状況**
 当連結会計年度における資金調達の状況につきましては、特記すべき事項はありません。
- ④ **事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**
 該当事項はありません。
- ⑤ **他の会社の事業の譲受けの状況**
 該当事項はありません。
- ⑥ **吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**
 当社は、2022年4月1日付をもって子会社である中山福サービス株式会社を吸収合併いたしました。
- ⑦ **他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況**
 該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 74 期 2020年3月期	第 75 期 2021年3月期	第 76 期 2022年3月期	第 77 期 (当連結会計年度) 2023年3月期
売 上 高 (百万円)	46,657	47,865	42,720	39,887
経 常 利 益 (百万円)	472	1,273	933	482
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	220	1,002	568	600
1株当たり当期純利益(円)	11.05	51.02	28.96	31.09
総 資 産 (百万円)	29,434	32,023	31,039	31,386
純 資 産 (百万円)	20,497	21,699	21,264	21,765
1株当たり純資産 (円)	1,043.36	1,104.50	1,099.99	1,126.91

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数により算出しております。
 2. 1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。
 3. 業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT)」を導入しており、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
 4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を2022年3月期の期首から適用しており、2022年3月期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ベストコ	10百万円	100.0%	自社オリジナル商品の企画・開発
株式会社ENICY	10百万円	100.0%	インターネット通信販売
株式会社インターフォルム	45百万円	100.0%	インテリア関連商品の輸入販売
グリーンパル株式会社	350百万円	100.0%	収納用品・園芸用品等の製造販売

(注) 当社は2022年4月1日付で、連結子会社であった中山福サービス株式会社を吸収合併しました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、2022年5月に、中期経営計画「NF10 Grow Up 100th～次の100年に向かうための中期経営計画～」を策定いたしました。2025年に創業100周年を迎えるにあたり、4つの経営戦略を定め、以下の対処すべき重点課題に取り組んでおります。

- ①物流体制の強化
 - ・当社事業の強みである全国物流拠点の高度化・効率化を推し進め、物流品質の向上と低コスト化を追求します。
 - ②卸売事業の拡充
 - ・厳しい市場環境を踏まえた上で、当社コア事業の“存在価値”と“収益性”の維持・向上を追求します。
 - ③ものづくり事業の強化
 - ・自社オリジナル商品「ベストコ」を含めた、グループの“ものづくり事業”の更なる成長を目指します。
 - ④E C事業の拡大
 - ・グループとしてのE C事業拡大に向けた取組みを強化、経営資源の効率的・効果的な組み合わせにより販売チャネルを拡充します。
- なお、創業100周年に向けた成長戦略を次のURLに掲載しております。
 (当社ウェブサイト) <https://www.nakayamafuku.co.jp>

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループは、国内外のメーカーから仕入れた商品、及びグループ会社が企画開発・製造した商品を、小売業者（ホームセンター、スーパーマーケット、通信販売業者、生活協同組合、専門小売店など）に販売することを主たる事業としております。

主要な取扱商品

調理用品、台所用品、サニタリー用品、収納用品・インテリア関連用品、行楽・レジャー用品、エクステリア用品・園芸用品、家電用品・冷暖房用品、ヘルスケア・シニア・ベビー用品等

(6) 主要な営業所等 (2023年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所

大 阪 本 社	大 阪 市 中 央 区
東 京 本 社	東 京 都 中 央 区
札 幌 支 店	札 幌 市 白 石 区
東 関 東 支 店	茨 城 県 笠 間 市
関 東 支 店	埼 玉 県 加 須 市
関 東 支 店 仙 台 営 業 所	宮 城 県 岩 沼 市
名 古 屋 支 店	愛 知 県 稲 沢 市
大 阪 支 店	兵 庫 県 西 宮 市
広 島 支 店	広 島 市 安 佐 北 区
福 岡 支 店	福 岡 県 飯 塚 市
福 岡 支 店 沖 縄 営 業 所	沖 縄 県 糸 満 市

② 子会社

株式会社ベストコ	大阪市中央区
株式会社ENICY	千葉市中央区
株式会社インターフォーム	神戸市中央区
グリーンパル株式会社	新潟県三条市

(注) 2022年4月1日付で、当社の連結子会社であった中山福サービス株式会社を吸収合併しました。

(7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
437 (457) 名	2名増 (31名減)

(注) 使用人数は就業人員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
340 (428) 名	13名増 (28名減)	40歳9ヶ月	15年1ヶ月

(注) 使用人数は就業人員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社みずほ銀行	1,854百万円
株式会社三菱UFJ銀行	895百万円
株式会社三井住友銀行	548百万円
株式会社常陽銀行	458百万円
株式会社京葉銀行	42百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 80,000,000株
- ② 発行済株式の総数 20,214,480株
- ③ 株主数 9,850名
- ④ 大株主 (上位10位)

株主名	持株数	持株比率
中山福共栄会	2,537千株	13.02%
象印マホービン株式会社	912千株	4.68%
京セラ株式会社	907千株	4.65%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	794千株	4.07%
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	623千株	3.20%
中山福従業員持株会	620千株	3.18%
株式会社日本カストディ銀行	535千株	2.74%
中山修次郎	506千株	2.59%
株式会社 良善	490千株	2.51%
天馬株式会社	222千株	1.14%

(注) 持株比率は自己株式 (727,792株) を控除して計算しております。

なお、自己株式には「株式給付信託 (BBT)」に基づき株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式 (172,600株) を含んでおりません。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	6,700株	1名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「(3)会社役員の状況 ③取締役及び監査役の報酬等の額」に記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	石川 宣博	
代表取締役社長	橋本 謹也	管理本部長
専務取締役	多田 広次	営業本部長
取締役	平松 悦夫	仕入・物流本部長兼物流業務部長
取締役	本山 義徳	関東支店長
取締役	柴田 直子	太陽有限責任監査法人パートナー
取締役	小野 由美子	東京家政学院大学現代生活学部准教授
常勤監査役	是枝 定信	
監査役	辻 芳廣	辻法律事務所代表
監査役	横山 泰三	横山泰三税理士事務所代表

- (注) 1. 取締役柴田直子氏及び取締役小野由美子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役辻芳廣氏及び監査役横山泰三氏は、社外監査役であります。
3. 監査役辻芳廣氏及び監査役横山泰三氏は、以下のとおり、法務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・監査役辻芳廣氏は、弁護士として企業法務に精通しており、法令に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・監査役横山泰三氏は、税理士として企業会計に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役柴田直子氏及び取締役小野由美子氏並びに監査役辻芳廣氏及び監査役横山泰三氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- ・2022年6月28日開催の第76回定時株主総会において、本山義徳氏が取締役に新たに選任され就任いたしました。
 - ・2022年6月28日開催の第76回定時株主総会終結の時をもって、取締役中嶋徳夫氏は、任期満了により退任いたしました。

6. 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

氏名	変更後	変更前	異動年月日
石川 宣博	代表取締役会長	代表取締役社長	2022年6月28日
橋本 謹也	代表取締役社長 兼管理本部長	常務取締役 管理本部長 兼グループ事業部長 兼経営企画部長	2022年6月28日
平松 悦夫	取締役 仕入・物流本部長 兼物流業務部長	取締役 仕入・物流本部長 兼物流業務部長 兼商品企画部長	2022年6月28日

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において「取締役の個人別報酬の決定方針」を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会（社内取締役1名及び社外取締役2名）において審議し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

「取締役の個人別報酬の決定方針」の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、業務執行に関わる成果及び経営戦略の推進に関わる貢献度あるいは企業価値の持続的な向上を図る資質、またそのインセンティブとして十分機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定においては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、具体的に取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬及び業績連動型株式報酬（社外取締役は業績連動型株式報酬を除く。）により構成します。

なお、取締役の報酬の限度額は1992年6月26日開催の第46回定時株主総会の決議により、年額350百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と定めています。

また、上記報酬限度額のほか、2019年6月26日開催の第73回定時株主総会の決議により、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託」対象期間（3事業年度）ごとに信託への拠出金の上限は120百万円、及び2021年6月25日開催の第75回定時株主総会の決議により、取締役が付与される1事業年度当たりのポイント数の合計の上限は70,000ポイント（1ポイント＝1株相当）と定めています。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

2. 取締役の報酬の決定に関する基準
事業年度ごとに各取締役に對し①業務執行に関わる貢献、②経営戦略の推進に関わる貢献、③企業価値の向上に資する能力の3項目からなる「取締役の報酬の決定に関する基準」により総合評価を行い、報酬の決定基準として考慮いたします。「取締役の報酬の決定に関する基準」については、適宜、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会にて見直しを行うものとします。
3. 基本報酬の内容及び額又は数の算定方法に関する事項
取締役の個人別基本報酬は、役位に応じて設定する基本額を基準とし、「取締役の報酬の決定に関する基準」による総合評価、経営への貢献度、在任年数、従業員給与をベースとした「役員報酬等規程」による水準等を考慮し、総合的に勘案して決定するものとします。
支給期間は、毎事業年度の7月から翌事業年度の6月までの月額報酬（定額給付）とします。
4. 業績連動報酬「年次賞与」の内容及び額又は数の算定方法に関する事項
取締役の個人別業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、「取締役の報酬の決定に関する基準」による総合評価、業績目標（売上高、経常利益、会社への貢献度）に対する達成状況に応じて算出された額とし、算出方法は、適宜、指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとします。
支給時期は、年次賞与として毎年6月に支給します。
5. 業績連動型株式報酬「株式給付信託」の内容及び額又は数の算定方法に関する事項
取締役（社外取締役は除く。）の個人別業績連動型株式報酬は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるため、1事業年度ごとに「役員株式給付規程」に基づき役位に応じて設定する基本ポイント（1ポイント＝1株相当）に経常利益目標比及び個人の「取締役の報酬の決定に関する基準」による総合評価の係数を乗じて算出します。
取締役の退任時にそれまで累積したポイントを株式（一定割合の株式は換価して金銭として給付）として給付します。
6. 取締役の個人別の各報酬等の決定に関する事項
個人別の各報酬額については、株主総会の決議により決定された額の範囲内で、本決定方針及び別途定める「役員報酬等規程」、「取締役の報酬の決定に関する基準」に基づき、代表取締役が各取締役の報酬を査定し、指名・報酬委員会において審議、取締役会に答申し、取締役会にて決定します。
7. 取締役の報酬等の額に対する割合の決定に関する事項
取締役の報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬80% 業績連動報酬10% 業績連動型株式報酬10%とし、比率の目安は適宜、指名・報酬委員会に諮問し答申を踏まえた見直しを行うものとします。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	155百万円 (7百万円)	126百万円 (7百万円)	10百万円 (-百万円)	18百万円 (-百万円)	8名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	19百万円 (9百万円)	19百万円 (9百万円)	-百万円	-百万円	3名 (2名)
合 計 (うち社外役員)	174百万円 (17百万円)	145百万円 (17百万円)	10百万円 (-百万円)	18百万円 (-百万円)	11名 (4名)

- (注) 1. 上表には、2022年6月28日開催の第76回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等に係る業績指標は売上高及び経常利益であり、その実績は売上高398億87百万円、経常利益4億82百万円であります。当該指標を選択した理由は、当社のビジネスモデルである売上高及び営業利益から派生した営業外項目を含めた経常利益が、当社の経営を測るうえで最も合理的な指標であるからであります。当事業年度の業績連動報酬等は、各職位ごとにその達成状況と会社への貢献度を踏まえ総合的に算定されております。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (1)株式の状況 ⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
5. 取締役の金銭報酬の額は、1992年6月26日開催の第46回定時株主総会において年額350百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、14名です。また、金銭報酬とは別枠で、2019年6月26日開催の第73回定時株主総会において、株式報酬の拠出額として（3事業年度）120百万円を上限（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、7名です。なお、2021年6月25日開催の第75回定時株主総会において、金銭報酬としての上限に加え、新たに株式報酬の株式数の上限を年70,000株（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、5名です。
6. 監査役の金銭報酬の額は、1994年6月29日開催の第48回定時株主総会において年額32百万円以内と決議しております。また、監査役の報酬の決定方針については、「役員報酬規程」に基づき決定しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
7. 取締役会は、代表取締役橋本謹也に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。
- ハ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金
 当社は、2019年6月26日開催の第73回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対し、同制度廃止までの在任期間に対応した役員退職慰労金をそれぞれの退任時に支給することを、同総会で決議いたしました。
 なお、当事業年度中において退任した取締役に対し以下のとおり支給いたしました。
 取締役 1名 1百万円

- 二. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額該当事項はありません。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役柴田直子氏は、太陽有限責任監査法人パートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役小野由美子氏は、東京家政学院大学現代生活学部教授であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役辻芳廣氏は、辻法律事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役横山泰三氏は、横山泰三税理士事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 柴田直子	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席いたしました。主に公認会計士の見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に財務及び会計について専門的な立場から監督、助言等を行うなど意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、取締役の指名・報酬については、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 小野由美子	当事業年度に開催された取締役会13回中12回に出席いたしました。主に学識経験者の見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、現代生活学、特に消費生活について専門的な立場から当社事業における監督、助言等を行うなど意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、取締役の指名・報酬については、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
監査役 辻芳廣	当事業年度に開催された取締役会13回、監査役会13回の全てに出席いたしました。主に弁護士の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
監査役 横山泰三	当事業年度に開催された取締役会13回、監査役会13回の全てに出席いたしました。主に税理士の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人 EY新日本有限責任監査法人は、責任限定契約を締結していないため、該当事項はありません。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は、以下のとおりであります。

I. 経営理念について

当社企業グループは、社会と共存し、社業を通じて、株主、仕入先、得意先、社員、その他関係者の方々の「幸」の実現と、社会の発展に貢献することを経営理念としております。

II. 内部統制システム構築の基本方針

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人が法令、社会的規範を遵守し、さらに定款その他社内規程を遵守した行動の指針とする「中山福グループの役職員行動規範」を定めて周知徹底を図っており、違反行為を発見した場合の通報制度としての、内部通報体制を構築しております。

また、当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応するとともに、不当要求行為等に対しては断固として拒否いたします。

監査役が取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを検証する監査役監査の実施に加え、業務執行部門から独立した内部監査担当部門が、当社及び子会社のコンプライアンス体制の整備・運用状況について内部監査を実施、確認を行います。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録や稟議書等の取締役の職務の執行に係る文書及びその他の情報の記録については、法令及び「文書取扱規程」その他関連諸規程に基づき、適正に保存・管理するとともに、必要に応じ保存及び管理状況の検証、規程等の見直しを行うことにしております。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、経営環境の変化を踏まえ、「経営危機管理規程」に基づき、リスク評価委員会を中心として、事業活動に係る様々なリスク情報を収集・分析することで予兆を早期に発見し、未然に防止するための体制を構築しております。

また、リスクの管理状況について、定期的に取締役会及び監査役会に報告することで、業務執行に伴うリスクについて十分に分析・評価を行い、迅速に対応できる体制の構築を図っております。リスクが発生したときには迅速かつ確かな施策が実施できるように規程及びマニュアル等を整備して、リスク管理体制の向上を図っております。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、職務権限及び業務分掌等の規程に基づき、取締役及び執行役員の決裁権限の内容等を定めることで、権限の委譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を確保する体制の構築を図っております。当社は、取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。なお、「取締役会規程」により定めている事項及びその付議基準に該当する事項は、すべて取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行っております。また、経営会議を開催し、取締役と執行役員の経営情報の共有化を図り迅速な業務執行を実施しております。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、事業活動の適正と効率性を確保するために当社取締役等を派遣し、監視、監督及び指導しております。

また、子会社の事業状況については、当社取締役会において報告を受けることとしております。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「関係会社管理規程」を定め、定期的な見直しを行うとともに、関係会社相互の緊密な連携と協力によって、グループ全体のリスクの低減を図っております。

また、当社の「経営危機管理規程」によりグループ各社から適宜、報告を受けております。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社から派遣した取締役等に業務執行を委嘱し、子会社経営が効率的に行われることを確保しております。

二. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「中山福グループの役職員行動規範」の周知徹底を図るとともに、法令、定款その他社内規程及び社会規範等に違反する行為を発見した場合の通報制度として内部通報体制を整備し、コンプライアンス体制の構築、維持、向上を図っております。

監査役による、取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを検証する監査役監査の実施に加え、業務執行部門から独立した内部監査担当部門が、子会社のコンプライアンス体制の整備・運用状況について内部監査を実施、確認を行います。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務の執行を補助すべき使用人を置くことを求めたときはこれに応じることとしており、内部監査室に監査役の職務の執行の補助を委嘱することにしております。

なお、不足する場合には別途直属の使用人を配置し、監査業務を補助することとしております。

また、監査役補助者として配置した場合の人事考課、異動等については、監査役の意見を聞き、これを尊重することにしております。直属の使用人を配置した場合の使用人に対する人事考課については、監査役が行うこととしております。

7. 当社の監査役の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

内部監査室より監査役補助者として配置した場合は、内部監査室との兼職はせず専任することにし、直属の使用人を配置した場合の使用人についても専任することにしております。

8. 当社の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は次の事項を監査役に報告することにしております。

- ① 会社に著しい損害を及ぼす事実を発見したとき又はそのおそれがある場合
- ② 法令、定款に違反する行為を発見したとき又はそのおそれがある場合
- ③ 内部監査の結果及び内部通報内容

イ. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

監査役は、取締役会、経営会議その他重要会議に出席し、取締役及び執行役員から担当業務の執行状況について、報告を受けております。使用人においては、内部通報体制により、内部監査室を通じて、報告する仕組みをとっております。

ロ. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社は、「関係会社管理規程」を定め、当社管理本部を事務局とし、監査役へ報告する体制をとっております。

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、「内部通報規程」を整備し、当該通報者が不利益な取扱いを受けないことを確保する体制を構築しております。

10. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、必要に応じて、会計監査人・弁護士等に相談することができ、その費用は会社が負担するものとしております。なお、当社の「監査役会規程」「監査役監査基準」により、適切に管理し必要に応じて運用上の見直しを行っております。

11. その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役及び会計監査人と定期的に意見交換をしており、また、内部監査担当部門と緊密な連携を保つとともに、監査役がその職務を執行するために必要と判断したときは、いつでも取締役又は使用人、内部監査担当部門に対して調査、報告等を要請することができるものとしております。

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の構築、維持、向上を図っております。またその体制が適正に機能することを継続的に検証するために、内部監査室が内部監査を実施し、会計監査人と連携を図り、財務報告の信頼性を確保しております。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに対する取組状況

法令、社会的規範を遵守した行動の指針とする「中山福グループの役職員行動規範」を社内グループウェアを通じて、継続的に周知、啓蒙いたしました。また、内部通報についても、従業員等が不利益を被ることがないように社外窓口を設置し、健全な事業活動を推進しております。

② 損失の危険の管理に対する取組状況

代表取締役を委員長とするリスク評価委員会を4回開催し、事業活動に係る様々なリスク情報を各主管部門から報告を受け、課題の抽出を行いました。また、取締役会においてその対処と予防を図りました。

③ 取締役会の運営状況

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役7名で構成し、社外監査役2名を含む監査役3名が同席しております。当期は、取締役会を13回開催し、経営に関する重要事項の決定や業務執行の監督を行いました。また、全取締役へ取締役会に関する自己評価アンケートを行い、現状認識の共有等、取締役会の実効性評価を行いました。

④ 監査役監査及び監査役会の状況

監査役は、内部監査室と連携し、業務監査、会計監査をはじめとする適法性監査を実施いたしました。また、会計監査人との意見交換会を8回開催しました。

⑤ 財務報告の信頼性を確保するための取組状況

監査役、内部監査室及び会計監査人は、定期的に当社及び当社グループ全体の内部統制の運用状況や監査結果について協議及び意見交換を行い、財務報告の信頼性を確保いたしました。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元については、安定した配当の継続を基本方針とし、配当性向35%以上をガイドラインとしつつ、経営戦略に沿った柔軟な経営資源の配分等を考慮した最適な株主還元策を実施いたします。

当社は、毎年9月30日を基準日として中間配当ができる旨を定款に定めておりますが、期末年1回の剰余金の配当を行うことを基本としております。

また、当社は、「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。」旨、定款に定めております。

当連結会計年度の剰余金の配当につきましては、前記の基本方針に基づいて期末配当を1株につき10円（配当性向32.2%）を実施いたします。

なお、自己株式の取得につきましては、株主の皆様への利益還元の観点から、当社の株価の推移や経営戦略などを総合的に判断し、適切に対応してまいります。

また、次期の剰余金の配当につきましては、前記の基本方針に基づき、普通配当を1株につき10円（配当性向47.1%）を予定しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	20,076,513	流 動 負 債	7,452,121
現金及び預金	5,762,290	支払手形及び買掛金	3,236,195
受取手形及び売掛金	7,122,395	短期借入金	2,050,000
電子記録債権	1,546,317	1年内返済予定の長期借入金	408,752
商品及び製品	5,398,017	未払法人税等	224,832
仕掛品	22,104	賞与引当金	232,109
原材料	109,472	役員賞与引当金	31,150
その他	115,914	その他	1,269,082
固 定 資 産	11,310,073	固 定 負 債	2,169,217
有 形 固 定 資 産	6,646,236	長期借入金	1,341,028
建物及び構築物	3,840,747	役員株式給付引当金	55,181
機械装置及び運搬具	74,590	退職給付に係る負債	201,762
土地	2,516,342	繰延税金負債	363,321
その他	214,556	その他	207,922
無 形 固 定 資 産	212,931	負 債 合 計	9,621,338
のれん	173,848	純 資 産 の 部	
その他	39,083	株 主 資 本	20,033,009
投 資 そ の 他 の 資 産	4,450,904	資本金	1,706,000
投資有価証券	3,782,758	資本剰余金	1,269,000
長期貸付金	1,120	利益剰余金	17,501,052
退職給付に係る資産	457,135	自己株式	△443,042
繰延税金資産	42,772	その他の包括利益累計額	1,732,239
その他	171,218	その他有価証券評価差額金	1,579,997
貸倒引当金	△4,100	退職給付に係る調整累計額	152,242
資 産 合 計	31,386,587	純 資 産 合 計	21,765,249
		負 債 純 資 産 合 計	31,386,587

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		39,887,453
売上原価		31,982,106
売上総利益		7,905,346
販売費及び一般管理費		7,789,665
営業利益		115,681
営業外収益		
受取利息	24	
受取配当金	80,750	
仕入割引	196,879	
賃貸収入	55,104	
その他	60,401	393,160
営業外費用		
支払利息	22,471	
賃貸費用	2,912	
その他	1,280	26,664
経常利益		482,177
特別利益		
固定資産売却益	475,203	475,203
特別損失		
減損損失	1,491	1,491
税金等調整前当期純利益		955,889
法人税、住民税及び事業税	356,301	
法人税等調整額	△967	355,333
当期純利益		600,555
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		600,555

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結株主資本等変動計算書

(2022年 4 月 1 日から)
(2023年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	1,706,000	1,269,000	17,134,627	△437,880	19,671,747
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△234,131		△234,131
親会社株主に帰属する 当期純利益			600,555		600,555
自己株式の取得				△8,663	△8,663
自己株式の処分				3,501	3,501
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	-	366,424	△5,162	361,262
当連結会計年度末残高	1,706,000	1,269,000	17,501,052	△443,042	20,033,009

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当連結会計年度期首残高	1,478,093	114,787	1,592,880	21,264,628
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当				△234,131
親会社株主に帰属する 当期純利益				600,555
自己株式の取得				△8,663
自己株式の処分				3,501
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	101,904	37,454	139,359	139,359
当連結会計年度変動額合計	101,904	37,454	139,359	500,621
当連結会計年度末残高	1,579,997	152,242	1,732,239	21,765,249

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 4社
- ・ 連結子会社の名称 株式会社ベストコ
株式会社ENICY
株式会社インターフォルム
グリーンパル株式会社

(2) 連結の範囲の変更に関する事項

連結子会社であった中山福サービス株式会社は2022年4月1日付で、当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. デリバティブ

時価法を採用しております。

ハ. 棚卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料

主として月次移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は主として定額法を採用しております。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は役員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。

二. 役員株式給付引当金

「役員株式給付規程」に基づく当社の取締役への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. 契約及び履行義務に関する情報

当社グループでは、主に家庭用品卸売事業、プラスチック日用品製造事業、インテリア用品製造・販売事業等を営んでおり、調理用品や台所用品等のホームユース用品の卸売販売のほか、収納用品や園芸用品の製造及び販売、インテリア関連用品等の製造及び販売を行っております。いずれの事業におきましても、顧客との契約に基づく商品又は製品の引き渡しを履行義務として識別しております。当該商品又は製品が顧客に引き渡された時点又は顧客が検収した時点で支配が顧客に移転し、履行義務を充足することになりますが、出荷時点から顧客への引渡時点又は顧客による検収時点までの期間が通常の期間であることから、原則として出荷時点で収益を認識しております。

ロ. 取引価格の算定に関する情報

顧客との契約に基づく商品又は製品と交換に受け取ると見込まれる金額は、約束された対価から値引きや販売リベート等のほか、運賃荷造費や販売促進費等の顧客に支払われる対価を控除して算定しております。これらに含まれる変動対価の見積り額は、契約条件や過去の実績などに基づく最頻値法による方法を用いて算定しております。また、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価格に含めております。

なお、取引対価は、原則として履行義務充足後の支払いを要求しております。履行義務充足後の支払いは、履行義務の充足時点から、原則として1年以内に行われるため、重要な金融要素は含んでおりません。

ハ. 履行義務への配分額の算定に関する情報

取引価格の履行義務への配分額の算定にあたっては、1つの契約につき複数の履行義務は識別されていないため、取引価格の履行義務への配分は行っておりません。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 … 為替予約取引、金利スワップ

ヘッジ対象 … 輸出入に関わる外貨建債権、債務及び外貨建予定取引
… 借入金

ハ. ヘッジ方針

外貨建輸出入取引に関わる将来の外国為替相場変動リスクを回避して、外貨建債権債務の円貨によるキャッシュ・フローを固定化することを目的として、原則実需の範囲内で為替予約を行っております。金利リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動割合の相関関係を求めることにより、その有効性を判定しております。

⑥ のれんの償却に関する事項

のれんの償却については8年間の均等償却を行っております。

- ⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項
退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

2. 会計上の見積りに関する注記

(家庭用品卸売事業に関する変動対価の見積り)

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

家庭用品卸売事業	306,336千円
----------	-----------

- (2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

顧客との契約に基づく商品又は製品と交換に受け取ると見込まれる金額は、約束された対価から、値引きや販売リベート等のほか、運賃荷造費や販売促進費等の顧客に支払われる対価を控除して算定しております。

これらに含まれる変動対価は、顧客や取引ごとによって契約上の取り決めがあり、発生態様は多岐にわたりますが、契約条件や過去の実績など、現在までに想定しうる最善の予測・仮定に基づき算定しております。

変動対価の見積り額と実際発生額に乖離が生じた場合には、翌連結会計年度の損益に影響を与える可能性があります。

(家庭用品卸売事業に関する固定資産の評価)

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	減損損失	有形固定資産及び無形固定資産
家庭用品卸売事業	1,405千円	5,485,088千円

- (2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、報告セグメントを基礎としてキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、家庭用品卸売事業は営業拠点ごとにグルーピングを行っており、帳簿価額が回収できない可能性を示す事象や状況の変化が生じた場合に、減損の兆候があるものとして、当該資産グループの回収可能価額を見積り、回収可能価額が帳簿価額を下回った場合に減損損失を認識しております。

当連結会計年度においては、現在までに想定しうる最善の予測・仮定に基づき翌連結会計年度の事業計画を策定し、減損の兆候判定を行っております。なお、今後様々な要因によって、予測・仮定に影響を与える事象が生じた場合、結果として将来追加で減損損失が計上される可能性があります。

3. 追加情報に関する注記

(取締役に対する業績連動型株式報酬制度に係る取引について)

当社は、2020年3月期より、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

1. 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。)を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当社株式等」といいます。)が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度であります。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

2. 信託に残存する自社の株式に関する事項

当該信託に残存する株式は、信託における帳簿価額により連結貸借対照表の純資産の部に自己株式として表示しております。当該自己株式の帳簿価額は、当連結会計年度末90,197千円であります。

また、当該自己株式数は当連結会計年度末172千株であります。

(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う会計上の見積り)

当社グループにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響については今後の収束時期や再拡大の可能性等を正確に予測することは困難であります。当連結会計年度は徐々に収束傾向となり、今後も当社グループに与える影響は限定的であるとして、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性等に係る会計上の見積りを行っております。

なお、本感染症拡大による影響は不確定要素が多く、今後の本感染症状況や経済環境への影響が変化した場合には、当連結会計年度における見積りと、事後的な結果との間に乖離が生じる可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

担保資産	建物及び構築物	446,218千円
	土地	443,367千円
計		889,586千円
担保付債務	短期借入金	1,800,000千円
	1年内返済予定の長期借入金	214,320千円
	長期借入金	687,763千円
計		2,702,083千円

当該資産の根抵当権に係る極度額は1,720,000千円であります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

4,358,132千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	20,214千株	一千株	一千株	20,214千株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	882千株	24千株	6千株	900千株

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加24千株は、取締役会決議による自己株式の取得によるものであります。また、普通株式の自己株式の株式数の減少6千株は、「株式給付信託(BBT)」による退任取締役への給付によるものであります。

2. 当連結会計年度末の普通株式の自己株式の株式数には、「株式給付信託（BBT）」において株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式172千株が含まれております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年5月13日 取締役会	普通株式	234,131	12	2022年3月31日	2022年6月14日

(注) 配当金の総額には、「株式給付信託（BBT）」において株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式（2022年3月31日基準日：179千株）に対する配当金2,151千円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年5月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	194,866	10	2023年3月31日	2023年6月13日

(注) 配当金の総額には、「株式給付信託（BBT）」において株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式（2023年3月31日基準日：172千株）に対する配当金1,726千円が含まれております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であり、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信限度管理規程等に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を随時把握し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスク等に晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価等を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、その全てが1年以内の支払期日であります。また、その一部には輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、通常取引の範囲内で、外貨建営業債務に係る将来の為替の変動リスクを回避する目的で、先物為替予約取引を行っております。

借入金については、運転資金（主として短期）及び投資資金（長期）の調達を目的としたものであり、返済期日は決算日後、最長で6年であります。これらは流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは資金繰り計画を作成・適宜更新する方法により管理しております。また、このうち一部の長期借入金の金利変動リスクを回避するため、金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑤ 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

デリバティブ取引の執行・管理については、必要の範囲内で稟議決裁のもとで取引を行い、担当部署において管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額145,300千円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金及び預金については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。受取手形及び売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
① 投資有価証券 その他有価証券	3,637,458千円	3,637,458千円	-千円
② 長期借入金 (*2)	(1,749,780)千円	(1,756,857)千円	7,077千円
③ デリバティブ取引 (*3)	-千円	-千円	-千円

(*1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券 その他有価証券 株式	3,637,458千円	-千円	-千円	3,637,458千円

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
長期借入金	-千円	1,756,857千円	-千円	1,756,857千円

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を用いて算定しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

当社グループでは、東京都及び大阪府において、貸駐車場としている土地を有しております。

当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
416,222千円	△131,180千円	285,041千円	1,065,950千円

(注) 1. 主な変動

減少：当社旧福岡支店 貸倉庫の売却 131,180千円

2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント					
	家庭用品卸売事業					
	北海道	東北・関東	中部	近畿・中四国	九州・沖縄	計
調理用品	541,944	6,547,704	1,192,446	3,270,937	1,939,163	13,492,197
台所用品	204,376	1,836,709	198,215	912,681	570,239	3,722,222
サニタリー用品	166,652	2,268,348	246,823	1,349,328	772,110	4,803,262
収納用品・ インテリア関連用品	114,062	917,165	192,340	623,178	317,301	2,164,048
行楽・レジャー用品	307,645	3,556,951	907,327	2,306,957	1,240,410	8,319,292
エクステリア用品・ 園芸用品	38,305	447,276	38,453	134,574	96,561	755,172
家電用品・冷暖房用品	101,896	839,262	405,567	338,668	120,467	1,805,862
ヘルスケア・シニア・ ベビー用品等	30,669	372,147	72,733	227,174	134,134	836,859
顧客との契約から生じる 収益	1,505,552	16,785,565	3,253,909	9,163,502	5,190,388	35,898,917
外部顧客への売上高	1,505,552	16,785,565	3,253,909	9,163,502	5,190,388	35,898,917

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

	報告セグメント			その他 (注) 2	合計
	プラスチック 日用品製造事業	インテリア用品 製造・販売事業 (注) 1	計		
調理用品	－	－	13,492,197	80,420	13,572,618
台所用品	－	－	3,722,222	30,673	3,752,895
サニタリー用品	－	－	4,803,262	39,986	4,843,249
収納用品・ インテリア関連用品	1,068,902	1,250,836	4,483,787	132,772	4,616,560
行楽・レジャー用品	－	－	8,319,292	28,878	8,348,170
エクステリア用品・ 園芸用品	1,099,256	－	1,854,429	160,033	2,014,463
家電用品・冷暖房用品	－	－	1,805,862	69,621	1,875,484
ヘルスケア・シニア・ ベビー用品等	－	－	836,859	27,151	864,011
顧客との契約から生じ る収益	2,168,158	1,250,836	39,317,913	569,539	39,887,453
外部顧客への売上高	2,168,158	1,250,836	39,317,913	569,539	39,887,453

(注) 1. 当連結会計年度から、「その他」に含まれていた「インテリア関連商品事業」について量的な重要性が増したため、報告セグメントとして記載する方法に変更しております。同時に「インテリア関連商品事業」は、「インテリア用品製造・販売事業」に名称変更しております。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、インターネット通信販売事業、輸出等を含んでおります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度期末残高
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	669,472千円	473,548千円
売掛金	7,313,785千円	6,648,847千円
契約資産	－千円	－千円
顧客との契約から生じた債務		
契約負債	－千円	－千円

当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 企業結合に関する注記

共通支配下の取引等

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2022年1月31日に開催された取締役会において、当社の完全子会社である中山福サービス株式会社を吸収合併することを決議し、2022年4月1日付で吸収合併いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業内容

被結合当事企業の名称：中山福サービス株式会社

事業内容：物流業務事業

(2) 企業結合日

2022年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、中山福サービス株式会社を消滅会社とする吸収合併方式

(4) 結合後企業の名称

中山福株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

本合併は、事業の一体運営による経営の合理化・効率化を図ることを目的としております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,126円91銭

(2) 1株当たり当期純利益 31円09銭

(注) 「株式給付信託(BBT)」において、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。

1株当たり純資産の算定上、控除した当該自己株式の株式数は当連結会計年度末172千株、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数174千株であります。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	16,590,322	流 動 負 債	6,730,386
現金及び預金	3,662,076	買掛金	3,157,689
受取手形	411,164	短期借入金	2,000,000
電子記録債権	1,253,408	1年内返済予定の長期借入金	265,680
売掛金	6,187,078	リース負債	3,303
商物品	4,992,564	未払費用	418,935
前渡金	368	未払法人税等	149,186
前払費用	24,128	未払消費税	103,488
その他の	59,532	前払消費税	87,104
固 定 資 産	12,296,241	預賞与引当金	7,574
有 形 固 定 資 産	6,181,509	役員賞与引当金	18,999
建物	3,514,631	賞与引当金	189,310
構築物	155,550	役員賞与引当金	10,200
車両運搬具	0	その他の引当金	318,912
器具及び備品	66,104	固 定 負 債	1,526,085
土地	2,433,312	長期借入金	845,103
リース資産	11,910	長期リース負債	9,330
無 形 固 定 資 産	33,458	長期リース未払金	96,448
電話加入権	11,077	役員株式給付引当金	55,181
商標権	411	退職給付引当金	212,525
ソフトウェア	21,870	資産除却負債	6,520
その他の	99	繰上りの	296,528
投資その他の資産	6,081,272	負債合計	8,256,471
投資有価証券	3,782,758	純 資 産 の 部	
関係会社株式	1,964,507	株主資本	19,050,093
長期貸付金	1,120	資本金	1,706,000
その他の	336,986	資本剰余金	1,269,000
貸倒引当金	△4,100	資本準備金	1,269,000
資 産 合 計	28,886,563	利益剰余金	16,518,136
		利益準備金	302,900
		その他利益剰余金	16,215,236
		固定資産圧縮積立金	117,103
		別途積立金	6,300,000
		繰越利益剰余金	9,798,132
		自 己 株 式	△443,042
		評価・換算差額等	1,579,997
		その他有価証券評価差額金	1,579,997
		純 資 産 合 計	20,630,091
		負 債 純 資 産 合 計	28,886,563

損益計算書

(2022年 4月 1日から
2023年 3月 31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		36,007,337
売上原価		29,695,878
売上総利益		6,311,458
販売費及び一般管理費		6,655,386
営業損失		343,927
営業外収益		
受取利息	23	
受取配当金	80,750	
仕入割引	196,687	
賃貸収入	55,104	
為替差益	860	
その他	61,893	395,319
営業外費用		
支払利息	17,157	
賃貸費用	2,912	
その他	1,280	21,350
経常利益		30,041
特別利益		
固定資産売却益	474,746	
抱合せ株式消滅差益	55,827	530,574
特別損失		
減損損失	1,405	
関係会社株式評価損	58,692	60,098
税引前当期純利益		500,517
法人税、住民税及び事業税	153,837	
法人税等調整額	5,981	159,818
当期純利益		340,698

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

株主資本等変動計算書

(2022年 4 月 1 日から)
(2023年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計		その他利益剰余金			
				固定資産圧縮 積立金	別 途 繰 越 利 益 積立金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	1,706,000	1,269,000	1,269,000	302,900	118,935	6,300,000	9,689,733	16,411,568
当 期 変 動 額								
固定資産圧縮積立金の取崩					△1,831		1,831	-
剰 余 金 の 配 当							△234,131	△234,131
当 期 純 利 益							340,698	340,698
自己株式の取得								
自己株式の処分								
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	△1,831	-	108,398	106,567
当 期 末 残 高	1,706,000	1,269,000	1,269,000	302,900	117,103	6,300,000	9,798,132	16,518,136

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券評価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△437,880	18,948,688	1,478,093	1,478,093	20,426,781
当 期 変 動 額					
固定資産圧縮積立金の取崩			-	-	-
剰 余 金 の 配 当		△234,131			△234,131
当 期 純 利 益		340,698			340,698
自己株式の取得	△8,663	△8,663			△8,663
自己株式の処分	3,501	3,501			3,501
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			101,904	101,904	101,904
当 期 変 動 額 合 計	△5,162	101,405	101,904	101,904	203,309
当 期 末 残 高	△443,042	19,050,093	1,579,997	1,579,997	20,630,091

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
- ② その他有価証券
・市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
主として移動平均法による原価法を採用しております。
時価法を採用しております。
- ・市場価格のない株式等
- ③ デリバティブ
時価法を採用しております。
- ④ 棚卸資産
・商品
月次移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
- ② 無形固定資産
（リース資産を除く）
・自社利用のソフトウェア
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。
- ③ リース資産
・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金
役員賞与の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。
- ④ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- ⑤ 役員株式給付引当金
「役員株式給付規程」に基づく当社の取締役への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

- (4) 収益及び費用の計上基準
 連結計算書類「連結注記表 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
 (4) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」の内容と同一であります。

(5) ヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法
 繰延ヘッジ処理によっております。
 また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
 ヘッジ手段 … 為替予約取引
 ヘッジ対象 … 輸出入に関わる外貨建債権、債務及び外貨建予定取引
- ③ ヘッジ方針
 外貨建輸出入取引に関わる将来の外国為替相場変動リスクを回避して、外貨建債権債務の円貨によるキャッシュ・フローを固定化することを目的として、原則実需の範囲内で為替予約を行っております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法
 ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動割合の相関関係を求めることにより、その有効性を判定しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(家庭用品卸売事業に関する変動対価の見積り)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した額

家庭用品卸売事業	306,336千円
----------	-----------

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記（家庭用品卸売事業に関する変動対価の見積り）」の内容と同一であります。

(家庭用品卸売事業に関する固定資産の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	減損損失	有形固定資産及び無形固定資産
家庭用品卸売事業	1,405千円	5,485,088千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記（家庭用品卸売事業に関する固定資産の評価）」の内容と同一であります。

3. 追加情報に関する注記

(取締役に対する業績連動型株式報酬制度に係る取引について)

当社は、2020年3月期より、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

1. 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度であります。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

2. 信託に残存する自社の株式に関する事項

当該信託に残存する株式は、信託における帳簿価額により貸借対照表の純資産の部に自己株式として表示しております。当該自己株式の帳簿価額は、当事業年度末90,197千円であります。

また、当該自己株式数は当事業年度末172千株であります。

(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う会計上の見積り)

当社において、新型コロナウイルス感染症の影響については今後の収束時期や再拡大の可能性等を正確に予測することは困難であります。当事業年度は徐々に収束傾向となり、今後も当社に与える影響は限定的であるとして、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性等に係る会計上の見積りを行っております。

なお、本感染症拡大による影響は不確定要素が多く、今後の本感染症状況や経済環境への影響が変化した場合には、当事業年度における見積りと、事後的な結果との間に乖離が生じる可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

担保資産	建物	446,218千円
	土地	443,367千円
計		889,586千円
担保付債務	短期借入金	1,800,000千円
	1年内返済予定の長期借入金	214,320千円
	長期借入金	687,763千円
計		2,702,083千円

当該資産の根抵当権に係る極度額は1,720,000千円であります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,110,554千円

(3) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

株式会社ENICY	50,000千円
グリーンパル株式会社	596,687千円
計	646,687千円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	8,445千円
② 短期金銭債務	62,512千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引高	373,434千円
② 営業取引以外の取引高	8,207千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	882千株	24千株	6千株	900千株

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加24千株は、取締役会決議による自己株式の取得によるものであります。また、普通株式の自己株式の株式数の減少6千株は、「株式給付信託 (BBT)」による退任取締役への給付によるものであります。

2. 当事業年度末の普通株式の自己株式の株式数には、「株式給付信託 (BBT)」において株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式172千株が含まれております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(単位：千円)
退職給付引当金	241,129
役員株式給付引当金	16,874
長期未払金	29,493
賞与引当金	57,890
未払事業税	11,380
貸倒引当金	1,253
関係会社株式評価損	162,154
投資有価証券評価損	12,464
有形固定資産評価損	55,834
未払費用	23,603
返金負債	94,472
その他	35,443
繰延税金資産小計	741,995
評価性引当額	△231,340
繰延税金資産計	510,654
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△51,585
その他有価証券評価差額金	△678,045
その他	△77,553
繰延税金負債計	△807,183
繰延税金資産（負債）の純額	△296,528

8. 関連当事者との取引に関する注記

- (1) 親会社及び法人主要株主等
該当事項はありません。
- (2) 役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。
- (3) 子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 ENICY	所有 直接100%	債務保証 役員の兼任	債務保証 (注)	50,000	-	-
子会社	グリーンパル 株式会社	所有 直接100%	債務保証 役員の兼任	債務保証 (注)	596,687	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 債務保証については、銀行からの借入金に対して債務保証を行っております。
なお、保証料は受領していません。

9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類「連結注記表 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」の内容と同一であります。

10. 企業結合に関する注記

共通支配下の取引等

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2022年4月1日に、当社を存続会社として当社の完全子会社でありました中山福サービス株式会社を吸収合併いたしました。取引の概要及び実施した会計処理の概要については、「連結注記表 企業結合に関する注記」をご参照ください。

なお、当該合併に伴い、当事業年度の損益計算書において、抱合せ株式消滅差益55,827千円を特別利益に計上しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,068円14銭

(2) 1株当たり当期純利益 17円64銭

(注)「株式給付信託(BBT)」において、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。

1株当たり純資産の算定上、控除した当該自己株式の株式数は当事業年度末172千株、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数174千株であります。

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月16日

中山福株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 内野健志
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 飛田貴史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中山福株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中山福株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月16日

中山福株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 内野 健志
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 飛田 貴史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中山福株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。更には、会計監査人の評価・選定に係る相当性に関し検証いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月18日

中山福株式会社 監査役会

常勤監査役	是	枝	定	信	印
社外監査役	辻		芳	廣	印
社外監査役	横	山	泰	三	印

株主総会会場ご案内図

会場 大阪市中央区東心齋橋二丁目1番1号
タカラベルモント T・Bホール



[最寄り駅]

- ・地下鉄御堂筋線「心齋橋」駅⑥番出口より徒歩約10分
- ・地下鉄堺筋線「長堀橋」駅 ⑦番出口より徒歩約5分
- ・地下鉄長堀鶴見緑地線「長堀橋」駅



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。